

研究ノート

アメリカ刑事判例研究(12)

小早川義則

Herring v. United States, 555 U.S. — ,129 S.Ct. 695 (2009) — 警察職員のデータベースの更新ミスによる違法な逮捕押収と善意の例外

【事実の概要】 Herring (X) は2004年7月7日、アラバマ州甲郡保安官事務所の敷地内に没収保管 (confiscated) されていた彼のトラックから私有物を取り戻す (retrieve) ために小型トラックで同事務所に出かけた。勤務中の Anderson (P) はXのことを知っていたので同郡令状係員Pope (Q) に令状発付 (outstanding warrants) の有無を調べるよう依頼した。令状はなかったのでQがその旨伝えたところ、Pは隣の乙郡保安官事務所にXへの有効な令状の有無を電話で確認するようQに依頼した。Qが乙郡保安官事務所の令状係員Morgan (R) に電

話したところ、Rはコンピュータのデータベースで調べると重罪事件での不出頭を理由にXに対する有効な逮捕令状 (active arrest warrant) が出ていると報告した。そこでQはその旨Pに伝えるとともに、令状のコピーをファックスで送るようRに依頼した。令状は出ている旨の情報を得たPらは、すでに保安官事務所を立ち去っていたXを追跡し、彼のトラックを道路に横付けさせ逮捕し、逮捕に伴う搜索の結果、Xのポケットからメタフェタミンを、そしてトラックの中から銃 (重罪犯人として所持を禁止されている) を発見した。

ところが令状に関し誤りがあった。乙郡保安官事務所のコンピュータ記録は現実の逮捕令状と一致していると考えられていた。しかし、Rが令状の現物をコピーしQにファックスで送るために令状ファイル (とじ込み) の保管場所に出向いたところ、それを発見することができなかった。裁判所書記官に電話照会して初めて令状は5か月前に取り消されていたことを知ったのである。令状が取り消されると通常、裁判所の書記官事務所、時には裁判官室 (judge's chambers) から電話で令状が取り消されたので注意せよとの連絡があり、Rがその情報を乙郡保安官事務所のコンピュータに入力する、ところが本件の場合、何らかの理由でXに対する令状の取消しに関する情報がデータベースの中になかったのである。Rは直ちにこの取り違え (mixup) に注意するようQに電話で伝え、そしてQはX逮捕の現場 (保安官事務所から2,3百ヤード離れた場所) にいたPらに無線で伝えた。しかし、PらはすでにXの逮捕と搜索を完了していた。これらはすべて10分から15分の間に展開されたことであった。(at 699.)

Xは銃および薬物の不法所持の罪でアラバマ州中部地区連邦地方裁判所に起訴された。彼は令状が取り消されていたのであるからPらによる逮捕は違法であるとして銃等の証拠排除を申し立てた。治安判事 (Magistrate Judge) は、Xを逮捕した警察官らは令状は発付されていると善意で信じて行動したことを理由にこの申立てを退けるように勧告した。たとえ第4修正違反

があったとしても“排除法則を適用すれば将来の誤りの発生を抑止するであろうと考える理由はない”というのである。

地方裁判所は治安判事のこの勧告を受け入れた。すなわち、合衆国最高裁は1995年のエヴァンズ判決（*Arizona v. Evans*, 514 U.S. 1）において、裁判所書記官が令状係に本人出頭による当初の令状の取消しを連絡しなかったため裁判所職員保管の誤りのあるコンピュータ記録に依拠して行われた逮捕に伴い押収された証拠（マリファナ）に善意の例外を是認した。本件事案は、エヴァンズ判決での状況とは異なり、法を執行する警察職員の側での誤りにかかわりがある。それ故、本件での問題は、善意の例外は警察職員の誤りにも拡大して適用できるかであり、乙郡保安官事務所と同郡書記官事務所間での令状取消しに関する情報伝達に問題があったかである。証拠排除手続でMorgan（R）は乙郡での令状の情報伝達に関して“何度か”問題があったと証言したが、その証言は質問内容についての混乱によるものと認められる上、乙郡関係者は、いずれも記録保管システムは“信頼できる”すなわち情報を受け取った者は書記官によって告げられた情報を信頼して行動できると証言している。以上の理由で合衆国治安判事の勧告を受け入れるというのである。451 F.Supp.2d 1290, 492 F.3d 1212, at 1292-1293（2009）。

第11巡回区は、Xを逮捕した甲郡の警察官（P）らは“何らかの不法（wrongdoing）ないし不注意につき全く知らなかった（innocent）”と認めた。同巡回区は、乙郡保安官事務所の記録を更新しなかったのが誰であるにせよ法執行官であったと推定した上で、問題のPらの行動は故意や戦術上の選択的作為によるものではなく不注意な不作為（negligent failure to act）であったことを指摘した。この誤りは単なる不注意であり逮捕から稀釈（attenuated）しているため証拠排除の利益は“ごく僅少ないし存在しない、”それ故、当該証拠は1984年の合衆国最高裁レオン判決（*United States v. Leon*, 468 U.S. 897）の善意の法則（the good-faith rule）の下で許容できると結論した。要するに、レオン判決

を吟味すると、次の3点が確認されている。第1、警察官または法執行チームの補助者（adjuncts）による違法行為（misconduct）がなければならない。第2、排除法則の適用によってそのような違法行為が将来においてかなり（appreciable）抑止されるであろうということが期待されなければならない。最後に、排除法則適用の利益はそのコストに優っていなければならない。本件で排除法則を適用しても、この3点のいずれも満たされることにならないというのである。*United States v. Herring*, 492 F.3d 1212, at 1217（11th Cir. 2007）。

これに対し、合衆国最高裁は下級審での争いを解決するために上告受理の申立てを容れ、5対4で第11巡回区の判決を維持した。

なお、法廷意見の執筆はロバツ首席裁判官で、スカーリア、ケネディ、トマス、アリト各裁判官が同調している。

【法廷意見】 I 第4修正は“不合理な搜索押収”を禁止する、そしてこのことは通常、逮捕する前に警察官に相当な理由または令状のあることを要求している。もし警察官が未執行の逮捕令状（an outstanding arrest warrant）のあることを合理的に信じたが、その信念が後に他の警察職員による不注意な記録保管ミス（negligent bookkeeping error）の故に誤っていることが判明したとすると、どのように処理すべきか。本件で両当事者は、本件でのX逮捕は第4修正違反であることに同意するが、かかる逮捕に伴う搜索中に発見された禁制品はその後の訴追において排除されなければならないかを争っている。われわれの判例は、このような証拠の排除は第4修正違反の自動的結果ではないことを確立している。問題は、警察の有責性（culpability）および排除による違法な警察の行為を抑止する可能性（the potential of exclusion to deter）にある。本件でのPらの誤りは、逮捕から稀釈された孤立の不注意（isolated negligence attenuated from the arrest）の結果であった。われわれは、このような状況下において陪審は当該証拠のすべてを検討することを妨げられないと判示する。（at 698.）

Ⅱ 相当な理由の判断が合理的ではあるが誤った前提の下でなされたとき、逮捕押収を受けた人は必ずしも憲法違反の犠牲者ではない。“相当な理由”という文言自体、可能な限りの正確性 (possible precision) を第4修正は要求しないことを確証している。そしてその誤りが州の関係者のミスかそれ以外の筋の (source) ミスに由来するものであるかはこの分析にかかわりがある。しかし、本件事案を判断する上で、われわれは、第4修正違反があったという両当事者の考えを受け入れておく。問題は、排除法則が適用されるべきかである。

A 第4修正は、“不合理な搜索および逮捕押収に対し、身体、住居、書類および所持品の安全を保障されるという人民の権利を保護する、”しかし“この命令に違反して獲得された証拠の使用を明示に妨げる規定はない。”そうであるにもかかわらず、われわれの判例は不当に獲得された証拠の公判での使用を禁止する排除法則を確立している。Weeks v. United States, 232 U.S. 383, 398 (1914) . このように裁判所によって創出された法則 (judicially created rule) は“この抑止効を介して一般に第4修正の権利を保護することを意図”しているのである。United States b, Calandra, 414 U.S. 338, 348 (1974) .

排除法則の適用可能性を分析する際にレオン判決 (前出) は、関係するすべての警察官の行動を検討しなければならないと警告した。“たまたま令状を執行した警察官だけでなく、当初に令状を獲得した警察官や相当な理由の判断に重要な情報を提供した警察官の客観的合理性を検討することが必要である”と判示したのである。甲郡の警察官 (Pら) は何ら不当なことをしていなかった。実際、甲郡はファックスによる令状の確認を求めたため、その誤りは極めて迅速にPらに伝えられた。

第11巡回区は、しかし、逮捕令状の取消しを反映するために乙郡の誰かがコンピュータのデータベースを更新すべきであったと結論した。同裁判所は、この誤りは不注意によるものであると結論したが、その誤りは無謀ないし故意 (reckless or deliberate) によるものであるとは認

めなかった。このような事実は、本件での誤りはそれ自体で証拠排除という“極端な制裁”を要求するほど十分なものではないというわれわれの判示にとって決定的である。(at 699-700.)

B (1) 第4修正違反が発生したという事実——すなわち、搜索または逮捕が不合理であったということ——は、必ずしも排除法則が適用されることを意味しない。実際、証拠排除は“常にわれわれの最後の手段であって、われわれの最初の欲求 (impulse) ではない。”われわれの先例は、排除法則の適用を制限する重要な原理を確立している。

第1、排除法則は個人の権利ではない、そして排除法則の結果としてかなりの抑止が期待される場合に限り適用される。われわれは繰り返し、排除法則は第4修正違反の当然の結果であるとの主張を退けてきた。それに代えてわれわれは、将来における第4修正違反を抑止するという同法則の将来の効果に焦点を合わせてきたのである。

さらに抑止の利益が証拠排除のコストに優っていなければならない。同法則を適用する主たるコストは、もちろん、有罪であり危険かもしれない被告人を釈放することにより時には刑事司法制度の基本的概念を傷つけることにもなりかねないということである。これらの原理はレオン判決の判示に反映されている。すなわち、警察官が相当な理由を欠き客観的には無効である令状の下で行動したとしても、その警察官が後に無効とされた搜索令状に関し“客観的に依拠して”行動したのであれば排除法則は適用されないのである。われわれは (多分、混乱しつつ) この客観的合理的な依拠を“善意 (good faith)”と呼んだ。われわれは争点類似事件であるシェパート判決 (Massachusetts v. Sheppard, 468 U.S. 981 (1984)) において、裁判官が“様式の修正 (clerical corrections)”をするのを失念したために令状が無効であるとき排除法則は適用されないと判示した。

われわれはその後間もなく、後に違憲とされた制定法に善意で依拠して行われた無令状の行政法上の搜索にこれらの判示を拡大した。

Illinois v. Krull, 480 U.S. 340, at 349-350 (1987). そしてわれわれは最後にエヴァンズ判決 (Aizona v. Evans, 514 U.S. 1) において、逮捕令状は未執行 (outstanding) という裁判所のデータベースの誤った情報に合理的に依拠した警察官にこの善意の例外を適用した。われわれは、裁判所職員 (judicial employee) によりなされた誤りは3つの理由で証拠排除の問題は生じないと判示した。すなわち、排除法則は司法上の違法行為 (judicial misconduct) ではなく警察官のそれを抑制するために作り上げられたものであり、裁判所職員が第4修正を破壊 (subvert) しようとすることはありそうにない。そして“最も重要なのは、このような状況下で排除法則を適用したとしても警察の誤りを抑止するのに何らかの有意義な効果があると信じるに足る根拠がない”と判示したのである。エヴァンズ判決は“もし警察職員がその誤りに責任があれば当の証拠は排除されるべきであるか”を未解決のままにしていた。これは同判決では州によって主張されなかった争点であるが、われわれが本件で直面している争点である。(at 700-701.)

(2) このような抑止原理によって排除法則が正当化される範囲は、法執行者の有責性 (culpability) によって変わる。レオン判決で述べたように“警察官の違法行為の悪辣さ (flagrancy) の評価”は排除法則の適用に関する“微積分 (culculus) での重要な一步を構成する。”

フレンドリー判事 (Judge Friendly) は、排除法則に対する善意の例外を予測して“警察の違法行為を抑止する排除法則の有益な目的は悪辣な、または故意の権利侵害によって獲得された証拠を禁止する実務によって十分に達成しうる”と指摘した。The Bill of Rights as a Code of Criminal Procedure, 53 Calif. L.Rev. 929, 956 (1965) .

実際、排除法則の適用をもたらす警察官の権限濫用事件 (abuses) は憲法に明白に違反する意図的行為をその特徴としていた。基本的な排除法則の事案である1914年のウィークス

判決では、警察官が(隣人によって彼らに示された鍵を用いて)被告人の家屋に押し入り、負罪の書類を押収し、次いでさらに押収するために合衆国警察署長 (U.S.Marshall) とともに再び戻って来た。彼らは搜索令状を有していなかったばかりか、仮に令状を求めても入手できなかった事案であった。申立人が繰り返し依拠している1920年のシルバーソン木材会社事件 (Silverthorne Lumber Co., v. United States, 251 U.S. 385) も類似の事案であった。すなわち、連邦捜査官は“何の権限もなしに”被告人らの事務所に赴き、そこで発見できたすべての書類を徹底的に探し回った。訴追側ですら、“本件搜索は法外 (outrage) であった”ことを認めていたのである。

同様に警察官の悪辣な行為が問題となったのが、先例を変更して排除法則を州に適用した1961年のマップ判決 (Mapp v. Ohio, 367 U.S. 643) での争点だった。捜査官はマップ夫人の家屋のドアを無理矢理に押し開け、弁護人が部屋に入ることを認めず、裁判所が見せかけの令状であると後に結論した令状らしきものを振りかざしながら彼女に無理に手錠をかけ、猥せつ物を求めて家屋内を探し回ったのである。フレンドリー判事が指摘するように“マップ判決の状況は悪辣な、または故意の権利侵害”を示していた。それ故、稀釈された不注意から生じた本件のような誤りは、われわれを排除法則の採用に導いた核たる関心事から遠く離れている。そして事実、レオン判決以降、警察官の行為がこれほど意図的でも有責でもない事案に第4修正違反で獲得された証拠を排除するためにわれわれが同法則を採用したことは一度もないのである。(at 701-702.)

(3) 排除法則の引き金となるには、警察官の行為が十分計画的 (deliberate) であるためそのような行為を将来において抑止するのに証拠排除が有意味であり、かつ当該証拠排除が司法制度によって支払われる代価に値するものがない。われわれの判例において示されているように、排除法則は故意または重大な不注意による行為や制度的な不注意を抑止する

のに役立つ。本件事案での誤りは、このようなレベルに達していない。

1978年のフランシス判決 (Francis v. Delaware, 438 U.S. 154) が本件と類似の問題を提供している。われわれはフランシス判決において、警察官の令状獲得時の不注意 (negligence) は第4修正違反のレベルに達していないし、ましてや排除法則の引き金となる厳格な基準に合致していないと判示した。憲法はある状況下において、たとえ令状が発付された後であっても“令状の裏付けとなる宣誓供述書の中でなされた事実に関する供述の真実性を争うことを”被告人に認めているとわれわれは判示した。もしこれらの虚偽の供述が治安判事の相当な理由の判断に必要であったのであれば、その令状は“無効 (voided)”となるであろう。しかし、われわれは、すべての虚偽供述を関連性あるとは認めなかった。すなわち、“真実を無視した意図的虚偽ないし無謀 (reckless) の主張がなければならない、不注意または悪意のない誤り (innocent mistake) では足りない”と判示したのである。

本件とフランシス判決はいずれも警察によって提供された誤った情報 (false information) にかかわりがある。フランシス判決の下では、令状獲得の過程における不注意な警察の誤りは令状を無効 (rescind) とし捜索や逮捕を無効 (invalid) とする根拠にはならない。本件での情報の誤りはそれとは異なる文脈下——令状が発付されて取り消された——において生じたが、かかる事実によって獲得された証拠の排除を要求すべきであるということにはならない。

われわれは繰り返し、“善意であるかの調査は合理的に十分訓練された警察官であれば”当該捜索は違法であることを“全体の状況”に照らし認識していたであろうことが客観的に確認できる問題に限定されると判示してきた。このような状況はしばしば特定の警察官の知識と経験を含むが、そのことは警察官の知識と経験に頼る相当な理由の基準以上に主観的なものとするものではない。(at 702-703.)

(4) 警察官による記録作成の誤り (record-keeping errors) はすべて排除法則の適用を免れ

るということを示唆しているのではない。本件での問題の行為は、しかし、排除法則を要求するほど警察官に客観的に責任のあることはなかった。レオン判決においてわれわれは、その後に無効とされた捜索令状に客観的に合理的に依拠して獲得された証拠を排除することによって得られる僅少ないし存在しない利益は排除の実質的コストを正当化できないと判示した。同一のことは、その後に取り消された令状に客観的に合理的に依拠して証拠が獲得されたときも真実である。

もし警察官が令状制度を維持する際に無謀であった、あるいはそのことを知った上で将来の誤った逮捕の下準備のために虚偽記載をしたことが立証されたというのであれば、証拠排除はわれわれの判例の下で確かに正当化されよう。われわれはレオン判決において、警察官は“単なる骨組みの宣誓供述書”を根拠に令状を獲得し、次に捜索を行うために令状が獲得された状況について無知な同僚を当てにしたのではなかった (could not)”と説明して、同様のことを述べている。われわれのような判断をすれば、警察の部局は故意に警察官の無知を助長させることになるとの申立人 (X) の危惧は、それ故、根拠のないことである。

反対意見は、本件とはかかわりのないデータベースの相当数の不信用性の可能性に言及する。組織的な誤りが立証された事案において警察官が信用できない令状制度に依拠したとすれば、それは無謀 (reckless) となりうる。しかし、乙郡の制度における誤りが日常的ないし広汎であったとする証拠はない。警察官 P は、乙郡の令状に関する情報を疑問とすることはかつてなかったと証言した、そして Q および R はいずれも、類似の情報ミスを経験したことはないと言明した。これは、われわれがデータベースに客観的に合理的に依拠したと認めたエヴァンズ判決におけるミスよりも小さいミスであった。本件ではそのような立証はなされなかったのであるから、排除の申立てを退けた第1審判断を維持した第11巡回区は正しかったことになる。(at 703-704.)

警察官の不注意は自動的に排除の引き金となるとの申立人の主張は、われわれの判例の中で説明された排除法則の根底にある原理と相容れない。排除の抑止効果は実質的なもので、かつ司法制度に対する何らかの害を上回っていなければならないと繰り返してきたわれわれの判示に照らし、警察官の誤りが本件で述べたように憲法上の要求を無視する制度的な誤りないし無謀なものではなく不注意 (negligence) の結果にすぎないとき、ごく僅かの抑止は割に合う (pay its way) ことはない結論する。そのような事案において有罪犯人は“お巡りがヘマをしたから釈放”すべきでないのである。People v. Defore, 242 N.Y. 13, 150 N.E. 585, 587 (1926) . (カードozo裁判官による法廷意見)。(at 704.)

〈ギンズバーグ裁判官の反対意見〉(スティヴンズ、スータ、ブライア各裁判官同調) 本件申立人 (X) は、彼に対する令状は未執行 (outstanding) でなく、かつ警察には彼が犯罪活動に従事していると信じる相当な理由がなかったにもかかわらず逮捕され、逮捕に伴う捜索を受けた。逮捕およびそれに続く捜索は、それ故、不合理な捜索押収を受けないことを保障されている X の第4修正の権利に違反していた。控訴裁判所はそう判断し、そして政府 (訴追側) は、このことを争っていない。排除法則は、憲法に違反する逮捕押収がなかったのであれば訴追側が置かれていなかったであろう立場に訴追側を置くことによって第4修正違反に対する救済 (redress) を提供する。同法則は、それ故、警察が将来において第4修正に従うよう強く奨励 (encourage) する。しかし、当裁判所 (の多数意見) は、警察による不注意な記録保持 — 悪辣でも故意でもない違法行為 (misconduct) — は X の逮捕の原因であることを理由に排除法則は適用されないと判示する。

私は、排除法則の領域をこれほど限定したくない、そして本件事案では同法則の適用は決定的 (dispositive) であると考え。すなわち、もし裁判所に (本件争点であるような種類の) 誤りを警察がしないようにさせる何らかの力が

あるとすれば、排除法則の適用を介してでなければならないと考えるからである。Arizona v. Evans, 514 U.S. 1, 22-23. (Stevens, J., dissenting)

本件での違法な逮捕押収が裁判所で争われたのは、警察官が X のポケットの中でメタフェタミンを、そして彼のトラックの中で銃を発見したからであった。しかし、当裁判所の判示の“最も重要なインパクトは”“コンピュータのデータベースの中に (不注意に保存されていた) 誤った情報に基づいて逮捕される”無実の人への影響である。(Id. at 704-705.)

I X に対する逮捕令状は2009年2月に取り消された、それは誤って発付されたからであることは明らかである。しかし、乙郡保安官事務所の令状データベースは、このような変更を反映するために自動的に更新されていない。乙郡保安官事務所の誰か — その当事者は特定されていない — が令状のハードコピーを乙郡巡回区保安官事務所に戻したが、令状は取り消されていたことを示すために同事務所のデータベースを更新しなかった。誤った令状の入力はデータベースの中で5か月間発見されなかったのである。

X は2004年7月の午後、甲郡保安官事務所に没収保管されていたトラックから自己の所有物を取り戻すために同事務所にやってきた。同事務所にいた捜査官 (P) は、以前の接触から X を知っていた。X は以前に P が地元の少年殺害に関与している疑いがあると地区検事に伝えていたことがあり、その告発 (accusation) を取り下げさせるために P が X を探し求め (pursue) たことがあったからである。X が車の保管場所にいることを知った P は、甲郡令状係員に X の逮捕に対する有効な令状があるかどうかを尋ねた。同郡係員 Popp (Q) は令状を見つけられなかった。

そこで P は、隣郡の乙郡保安官事務所に X に対する逮捕令状があるかの電話照会を Pope (Q) に依頼した。Q からの電話を受けた乙郡保安官事務所の令状係員 Morgan (R) はコンピュータのデータベースを調べた。前述のように同事務所のデータベースは誤りをそのままにしてい

た。それ故、Rのチェックの結果、Xの逮捕に対する有効な令状のあることが判明した。この情報がQに伝えられ、そしてRはそれを捜査官Pに電送した。令状が存在しているとの報告を得たのでPは直ちにXを逮捕し、それに伴う搜索をした、情報の誤りが発見される数分前のことだった。

控訴裁判所は、乙郡保安官事務所の記録を更新しなかったのは係員の不注意にすぎない (at the very least negligent) と判示し、そして訴追側もこのことを争っていない。本件ではXの逮捕が彼の第4修正の権利を侵害したことに争いはない。それ故、本件での唯一の争点は、警察が違法な搜索を介して獲得した証拠は排除されるべきかどうかだった。多数意見は、排除法則の“核たる関心事”は逮捕から稀釈された孤立の不注意な記録保管の誤りによって生じていないと判示する。私見によれば、多数意見には強力な排除法則の必要性および法執行における記録保管の誤りの重大性を過小評価している。

Ⅱ A 多数意見の考えはフレンドリィ判事 (Henry J. Friendly) とカードウヅ判事 (Benjamin Nathan Cardozo) によって指摘された排除法則に関する著名な見解を引き合いにしている。当時ニューヨーク州最高裁 (the New York Court of Appeals) 判事であったカードウヅは、州に未だ適用されていなかった連邦の排除法則について批判的なコメントをした、80年以上前のことである。彼は、少なくとも若干の事案においては排除法則は刑事司法制度に余りにも高価な代償を要求することを示唆した。しばしば引用されている文言でカードウヅは、犯罪者は“お巡りがヘマをしたから釈放 (go free because the constable has blundered)” されるべきかを問題とした。People v. Defore, 242 N.Y. 13, 21 (1926) .

フレンドリィ判事は後に、カードウヅの疑問をさらに敷衍した。フレンドリィの指摘によると“排除法則の唯一の根拠は、それが警察に憲法違反をさせないための唯一の効果的な抑止の方法であることが経験によって示されていることにある。” The Bill of Rights as a Code of

Criminal Procedure, 53 Calif. L. Rev. 929, 951 (1951) . 彼は警察の行動を抑止させるという排除法則の目的に照らし、お巡りが単に“ヘマをした (blundered)” にすぎないとき — 警察官が現場の即座の判断で技術的な誤りを犯した、あるいは僅かで意図的でない誤り (miscalculation) をしたとき — 警察の不当な行為 (improprieties) は“悪辣ないし意図的な権利侵害によって獲得された証拠”に排除法則を限定することによって“十分に達成”しうると示唆したのである。(at 706-707.)

B これに対し、他の論者は、第4修正およびその付加物 (adjunct) である排除法則につき“より厳しい考え (a more majestic conception)”を述べている。Evans, 514 U.S., at 18 (Stevens, J., dissenting) . 第4修正の基本的な“身体、家屋、書類および所持品を保障される人民の権利”の保護は“君主の権力への束縛であり、その代理人 (agents) の誰かへの束縛ではない”というのである。私はこのような第4修正の見解に与する。むしろ、排除法則の主たる目的は違法搜索を抑止することであり、それを無視する誘因を除去することによって — 唯一利用可能な方法 — 憲法の保障に対する尊敬を強制することである。しかし、排除法則は他の重要な目的にも奉仕する。すなわち、それは“警察官の不法 (lawlessness) の汚れへの共同参加 (the taint of partnership) を回避することを裁判所に可能にし”、そして“人民 — すべて政府の違法な行為の犠牲者となる可能性がある — に、政府はこのような不法な態度から利益を得ないことを保障し、それ故、政府への大衆の信頼の土台を大きくほり崩す危険を最小にすることを人民に保障する”のである。United States v. Calandra, 414 U.S. 338, 358 (1974) (Brennan, J., dissenting) . (at 707.)

Ⅲ 当裁判所 (の多数意見) は、本件事案に排除法則を適用してもほとんど抑止効はない、それ故、“割に合わない”と主張する。私は、見解を異にする。

A 問題とされた管理の誤り (misconduct) が単なる不注意によるものであり、意図的でない

し無謀なものでないとき、排除法則を適用してもごく僅かの抑止がもたらされるにすぎないと多数意見は主張する。この主張は、不法行為法 (tort law) の基本的前提に反する — 不注意、例えば、相当な注意の欠如に対する責任はより大きな注意への誘因となる。そして訴追側もこのことを認めている。

本件での誤りはコンピュータへ入力をしなかったことにかかりがあるということは、排除法則を適用しても最小の価値しかないことを意味しない。使用者責任 (*respondeat superior*) の危険があれば被雇用者の行動をより注意深く監督をすることを雇用者に促すことと全く同様に、証拠排除の危険があれば政策決定者 (policymakers) やシステム管理者が彼らが備え付けたシステムの性能やこれらのシステムを操作するために雇用した職員を監視することを促す。Evans, 514 U.S., at 29, n.5 (Ginsburg, J., dissenting)。

本件で排除法則を適用するとの決定がなされたときのインパクトを考えてみよう。本件記録によると、乙郡保安官事務所の令状データベースと乙郡巡回区書記官事務所のデータベース — 両者は同じビルの地下にある — との電子結合 (electronic connection) がない。令状が取り消されると、令状にアクセスできる多くの相異なる人々のうちの1人が令状を保管してある“2つまたは3つの相異なる場所”で令状のハードコピーを探し、それを書記事務所に戻し、同所のデータベースを手作業で更新しなければならない。データベースの正確性をチェックする日常的な慣行はない、そしてXの令状の入力を除去していなかったことは、捜査官Pがその5か月後にXを追跡するまで発見されなかったのである。同事務所がデータベースの完全性を確保するためにさらなる注意を払うことができたのは全く明らかでないことであろうか？保安官事務所はかかる状況を正すことのできる立場にあり、もし排除法則が適用されるのであれば、それをしない誘因 (incentive) を除去していたであろうと考えられる。” Adams v. Evans, 514 U.S. 1, at 21 (Stevens, J., dissenting) をも見よ。

B 本件で考えられる抑止は証拠排除が課すコストに値しないのであろうか。法執行における正確な記録保管の圧倒的な重要性に照らし、私はイエスと答える。そして次に、Xの申立てはとりわけ排除を必要とする有力な主張を提示していると考えるので、その理由を以下に説明する。

電子データベースは現代の刑事司法運営の強力な制度 (nervous system) となっている。近年、その広汎性および影響力は劇的なまでに拡大した。警察は今日、最新のFBIの全国犯罪情報センターのみならずテロリストの監視リストなどのデータベースにアクセスできる。さらに州は法域内に共有する情報を積極的に拡大し続けている。その結果、電子データベースで容易に入手できる情報の提供が法執行に増大し続けているのである。

これらのデータベースに由来する誤りの危険は小さくない。X側のアミカス・キュリは法執行のデータベースは監視が不十分でしばしば時代遅れであると指摘している。拡大され相互に繋がっている電子情報における不正確性は、個人の自由に対する重大な関心事である。単に役人の誰かが正確なコンピュータのデータベースを保管していなかったというだけで逮捕され、手錠をかけられ、そして公道で搜索される、このような市民の尊厳に対する犯罪行為は権利の章典の制定者を激怒させた一般令状の使用を想起させるものがある。Adams v. Evans, 514 U.S. 1, at 23 (Stevens, J., dissenting)。

C 法廷意見は、もし警察が令状システムの維持に無謀であったとか将来の誤った逮捕の下準備をするためにわざと虚偽の入力をしたことが立証されたのであれば“排除法則は確かに正当化されうる”ことを保障しているとする。そのような譲歩は慰めにならない。

故意または無謀な記録保管の誤りに証拠排除を限定することによって多数意見は、Xおよび彼のような人々を憲法上の権利侵害に対する救済を与えないまま放置している。1983条 (42 U.S.C. § 1983) の下での救済が可能であるとの主張はありえない。逮捕した警察官は限定的免

責 (qualified immunity) によって保護される。Harlow v. Fitzgerald, 457 U.S. 83 (1982). そして警察当局それ自体は、その雇用者の不注意な行為に責任を負わないからである。さらに誤りを犯した部局の雇用者を特定するのは不可能であろう。

Ⅳ 個人 (一般市民) の自由を脅かす法執行関係者による不注意な記録保管の誤りは、排除法則による抑止の可能性があり (susceptible)、かつ他の方法によっては効果的に救済できない。排除法則は、第4修正を“何か現実的なものとするために必要とされる。その違反によって獲得された証拠の排除を伴わない保障は荒唐無稽な幻想 (chimera) である。” Calandra, 414 U.S. 338, at 362 (Brennan, J., dissenting). 同法則の“核たる関心事”に歩調をあわせて本件での憲法違反の搜索には証拠排除を伴わせるべきである。(at 709-710.)

〈ブライア裁判官の反対意見〉(スータ裁判官同調) 私は、ギンズバーグ裁判官およびその反対意見に同意する。私が同調意見を別途書くのは、重要と考える裏付けの要素をさらに指摘するためである。われわれは1995年のエヴァンズ判決において、裁判所書記官によりなされた記録保管の誤りは、警察がその裁判所書記官の記録保管に合理的に依拠している限り、排除法則の引き金にはならないと判示した。この判例は司法上の誤りと警察官の誤りとの区別を前提としていた。そしてわれわれは、このような区別を認めるいくつかの理由を明らかにしたのである。

第1、排除法則は歴史的に裁判所職員によるミスではなく警察の不法行為を抑止する手段であることが意図されていたことをわれわれは指摘した。

第2、裁判所職員には第4修正違反を無視する傾向にあるとの証拠がないことをわれわれは認めた。

第3、排除法則を適用したとしても、令状が取り消されていることを警察に伝える責任のある裁判所職員にはほとんど効果のないことをわれわれは是認した。これらを総合すると、警察

の記録保管の誤りと裁判所職員の誤りとを区別して取り扱うべき理由が示されている。

排除法則に“善意の例外”を適用した他の事案は同様に、警察の誤りと司法官または行政府のようなその他の者によって行われた誤りとを区別している。United States v. Leon, 468 U.S. 897 (1984) (警察は治安判事の令状発付に合理的に依拠していた) ; Massachusetts v. Sheppard, 468 U.S. 981 (同) ; Illinois v. Krull, 480 U.S. 340 (1987) (警察は制定法の合憲性に合理的に依拠していた)。

警察による記録保管の誤りと裁判所によるそれとを区別するのは、われわれの先例に一致するだけでなく、警察の責任の程度に応じてケース・バイ・ケースで複合的要素を調査する首席裁判官のやり方よりも裁判所がそれを施行するのが容易である。私は、それ故、第4修正違反をもたらす記録保管の誤りに警察職員が責任があるとき排除法則を適用したい。明確な線引きの必要性およびわれわれの先例におけるそのような線引きの是認は、本件でギンズバーグ裁判官の反対意見が到着した結論を支持するさらなる理由である。(at 710-711.)

【研究】 1 周知のように合衆国最高裁は1984年のレオン、シェパード判決において、警察官が治安判事の発付した令状に従って証拠物を獲得したところ後にその令状が治安判事の判断ミスを理由に無効とされた事案につき、初めていわゆる排除法則に対する善意の例外 (good faith exception) を肯定した¹⁾。合衆国最高裁は次いで1995年のエヴァンズ判決²⁾において、警察官が逮捕令状発付の事実をコンピュータで確認した上で被疑者を逮捕し証拠物のマリファナを獲得したところ後に裁判所職員の入力ミスが原因で警察のコンピュータに削除されたはずの令状が残っていたことが判明した事案につき、レオン、シェパード判決で確立した善意の例外を適用した。そして本判決³⁾は、従前の治安判事や裁判所職員の過誤によるものではなく警察内部のミスによる無効な令状に基づいて獲得された証拠物について善意の例外を拡大適

用したのである。

以下、先例としてのレオン、シェパード判決を簡単に、そしてエヴァンズ判決をやや詳しく紹介した後、本判決の意義と問題点について考えてみたい。

2 まず【1】レオン、シェパード判決は次のような事案である。すなわち、(1) 警察官(P)は情報提供者からY、Zが甲住宅で多量のコカイン等を売っている旨の情報を得て捜索中、甲住宅で駐車中の車がY、Zのものであることが判明した。その後、W所有の車が甲住宅を出入りするのを現認し、Wの保護観察記録からWの雇い主がレオン(X)であり、以前薬物事犯で逮捕された仲間が薬物の合衆国への密輸にXが関与している旨供述しているなど多くの事実も判明した。そこでPは、以上の事実を詳細に記載した宣誓供述書を作成し、地区検事の吟味を得た上で甲住宅およびXらの自動車の捜索令状を治安判事に申請し間もなく発付された令状に従って捜索に着手し証拠物を押収したところ、その後に宣誓供述書は相当な理由を疏明するには不十分であり捜索令状も無効とされた。

(2) 殺人の被害女性Aのボーイフレンドであるシェパード(Y)の自動車からAのものらしき血痕や毛髪を発見した警察官(Q)は宣誓供述書を作成し検察官等の承認を得たが、あいにく当日は休日で適式な令状請求書の書式を見つけることができなかったため、麻薬事件用の令状請求書に必要と思われる修正を加えて裁判官に提出したところ、その裁判官は若干の修正を加えた上でこれで正式の令状になると伝えてそれをQに交付した。Qはその令状に従って捜索を実施し、Yの本件犯行を裏付ける証拠を押収したところ、その後に押収すべき場所の明示を欠く点で瑕疵のあることを理由に当該令状は無効とされた。

排除法則適用の各主張は認められずレオンらはいずれも有罪とされた。これに対し、合衆国最高裁は争点類似事件として両判決を一括審議し、次のような判断を示し、原判決を破棄した。

(1) 相当な理由の裏付けのない令状に従って獲得された証拠を排除すれば警察官は将来の令状申請においてより慎重に令状の様式を吟味するようになるかもしれないが、そのような議論は推測にすぎない。警察官の行動が客観的に合理的である場合、当該証拠を排除したとしても排除法則の目的を多少なりとも促進するであろうとは考えられない。合理的な警察官であれば類似の状況下で本件での警察官(P)と同一の行動をしたであろうことは火を見るより明らかである。Pが治安判事の判断を信頼したのは客観的に合理的であったから、証拠排除という極端な制裁は相当でない。

(2) 本件捜索の権限は令状によって与えられているとQが信じていたことに争いはない。唯一の問題は、このようなQの考えに客観的に合理的な根拠があったかであるが、州最高裁も合理的根拠のあったことは認めている。そうすると、決定的な誤りをしたのは裁判官であり警察官ではなかった。このような場合に当該証拠を排除しても、排除法則の意図した違法捜査の抑止機能に役立たない。

3 次に【2】エヴァンズ判決(1995年)は次のような事案である。すなわち、アリゾナ州フェニックスの警察官(P)は1991年1月、本件被申立人エヴァンズ(X)が警察署前の一方通行の道路を逆走しているのに気付いた、そこでPはXに停車を命じ、免許証の提示を求めた。Xが免許停止処分中であると答えたので、Pはパトカーに備え付けられているコンピュータの端末にXの名前を入力したところ、免許停止処分の事実のほか、軽罪事犯でXへの未執行の逮捕状(an outstanding warrant misdemeanor for his arrest)が出ていることが明らかになった。そこでXを逮捕し手錠をかけている間にXが落とした巻き煙草から強烈なマリファナの臭いがしたので、PはXの車を捜索し助手席の下にあったマリファナ1袋を発見した。

アリゾナ州はXをマリファナ所持で告発した。警察が治安判事裁判所(Justice Court)にXを逮捕したことを通知したとき、治安判事裁判所はXに対する逮捕令状はその17日前に取り

消されていたことに気付いたので、このことを警察に連絡し注意した。Xは、彼の逮捕は取り消されていた無効な逮捕状に依拠したものである。Xは、彼の逮捕に伴い押収されたマリファナは違法な逮捕の果実として排除されるべきであると主張し、無効な逮捕をもたらしたのは裁判所の過誤ではなく警察の過誤であるので排除法則に対する善意の例外は適用できないと主張した。

証拠排除審査手続での治安判事裁判所主任書記官 (Chief Clerk) の証言によると、治安判事は数件の交通違反事件で裁判所に出廷しなかったことを理由に1990年4月13日、Xへの逮捕状を発付した。Xは1990年12月19日、治安判事裁判所に出廷したので、治安判事はXのファイルに令状の取消し (quash warrant) を表示した。

同主任書記官はまた、令状の取消に関する一般的な裁判所の手続に関して証言した。すなわち、令状が取り消されると治安裁判所書記官が保安官事務所の令状部 (the warrant section) に電話で連絡し、次に保安官事務所職員がコンピュータ記録から令状を消し去る (removes)。そして書記官は保安官事務所に連絡した後、電話連絡をした書記官と電話連絡を受けた相手方の保安官事務所職員の名前を個人ファイルに記載するという手続が行われる。同書記官の証言によると、Xの個人ファイルにはXの逮捕令状の取消しを書記官が保安官事務所に電話連絡した記載がなかった。保安官事務所の記録係書記官もまた、Xの逮捕令状の取消しを知らせる電話記録は保安官事務所に存在しないと証言した。

これらの証言の後でXは、“本件ミスの責任者が誰であれ、裁判所書記官や保安官事務所書記官に記録からの令状の削除をより注意深く確認させることによって排除法則は役立つ”ことを理由に、違法逮捕の結果として得られた当該証拠は排除されるべきであると主張した。これに対し公判裁判所は、令状を取り消さなかったことに州は責任があると結論して、それが警察部門によるものであるか否かに相違を認めることができないことを理由に証拠排除の申立てを容れたため、治安判事裁判所と保安官事務所のどちらに本件記録取消しミスの責任があるかに

関する事実の認定をしなかった。アリゾナ州控訴裁判所は見解は分かれたが、排除法則は警察部門に直接かかわりのない治安判事裁判所や保安官事務所職員の違法行為の抑止を意図していないことを理由に、これを破棄し“本件において獲得された証拠を排除しても排除法則の目的には役立たない”と結論した。アリゾナ州最高裁はこれを破棄し、“法執行職員 (law enforcement personnel) によって犯された誤記 (clerical errors) と裁判所職員によって犯された類似の誤りとの間に控訴裁判所によって引かれた区別を退けた。排除法則を適用すれば、“われわれの刑事司法制度における記録を保管する人々の効能 (efficiency) を改善するのに役立つことが期待できる (hopefully serve)”と考えた。そして最後に、“たとえ排除法則を適用する主たる理由が抑止効であると仮定したとしても、そのような目的は裁判所書記官による不注意の結果として違法な逮捕が行われた場合には役立たないという控訴裁判所とは見解を異にする”と結論したのである。

これに対し、合衆国最高裁は、警察のコンピュータに存在し続けた記録ミスにかかわる責任が警察職員にあるか裁判所職員にあるかにかかわらずコンピュータの不正確な記録により生じた無効な逮捕に伴い押収された証拠の排除を排除法則は要求するかを判断するために上告受理の申立てを容れ、7対2で原判決を破棄した。(at 3-6.) その要旨は、およそ次のとおりである。

(1) 第4修正は、“不合理な搜索または逮捕押収 (search and seizure) に対し身体、住居、書類および所持品の安全を保障される人民の権利は、これを侵してはならない。令状は宣誓または確約によって裏付けられた相当な理由に基づいてのみ発せられ、かつ搜索されるべき場所および逮捕押収される人または物件を特定したものでなければならない”と述べている。われわれは、しかし、その命令に違反して獲得された証拠の使用を明示に妨げる規定を第4修正は含んでいないことを認めてきた。“排除法則の救済が特定の文脈下で相当であるかどうかの間

題は、その法則の採用を求める当事者の第4修正の権利が警察の行為によって侵害されたかどうかの問題とは別の争点として考えられてきた。”排除法則は、同法則の一般的な抑止効を介して将来の第4修正違反を保護する目的で裁判所によって創出された救済策（a judicially created remedy）として機能する。他の救済策と同様に、排除法則の適用は、この救済的な目的（remedial objectives）が最も効果的に役立つと考えられる事案に限定されてきたのである。（at 10-12.）

（2）われわれは【1】レオン判決において、警察官が中立かつ公正な治安判事によって発せられたが後に無効とされた搜索令状に客観的に合理的に依拠して行動した警察の搜索の文脈下にこれらの原理を適用した。われわれは3つの要素を根拠として、令状発付に責任ある司法官（judicial officers）の側での違法行為（misconduct）を抑止する手段として排除法則を適用するに足りる理由（sound reasons）はないと判断した。第1、われわれは、排除法則は歴史的に裁判官や治安判事の過誤を処罰するのではなく警察の違法行為を抑止することを意図していたと指摘した。第2、裁判所や治安判事が第4修正を無視ないし破壊（suvert）する傾向のあることやこれらの人物（actors）の間での無法行為のため極端な排除法則の制裁の適用を必要とすることを示す証拠はなかった。第3、そして最も重要なことは、逮捕に伴い押収された当該証拠を排除すれば、令状を発する裁判官や治安判事に相当の（significant）抑止効があると信じる根拠はなかったと判断したのである。

次にレオン判決裁判所は、排除法則によって法を執行する警察官の態度を変えることが期待できるかどうかを検討し、次のように結論した。すなわち“警察官の行動が客観的に合理的である場合、当該証拠を排除したとしても、かなりの程度（in appreciable way）排除法則の目的を促進することにはならないであろう、というのは、当の警察官は合理的な警察官であれば行動するであろうように行動しており、かつ類似の状況下でそのように行動すべきであったことは

火を見るより明らかであるからである。当該証拠を排除したとしても彼の警察官としての義務を果たさせないようにすることを除き、彼の将来の行動には全く影響しない”と結論したのである。

シェパード判決（必要なすべての記載の訂正を裁判官がしなかったことを理由に当該証拠を排除するのは排除法則が意図した抑止機能に役立たない）をも見よ。それ故、われわれは“その後無効とされたが客観的に合理的に搜索令状に依拠して獲得された証拠を排除することによってもたらされる僅少のないし存在しない利益（benefits）は証拠排除という重大なコストを正当化しない”と判示したのである。（at 11-12.）

（3）レオン判決の理由付けを本件事案に適用すると、アリゾナ州最高裁の判決は破棄されなければならないとわれわれは結論する。アリゾナ州最高裁は、法執行職員によって犯された誤記と裁判所職員による類似の誤りとの区別を支持できないと判断した、そして、たとえその誤りの責任が治安判事裁判所にあると仮定したとしても、排除法則はこれらの事案に不適用とすべきであるということにはならないと判断したのである。

このような判示は、【1】レオン、シェパード判決の理由付けに反する。もし裁判所の職員が誤ったコンピュータの記録に責任があるのであれば、公判での証拠排除はそのような厳しい制裁を担保するほど十分に将来の誤りを抑止するであろうということにはならない。第1、われわれがレオン判決で指摘したように、排除法則は歴史的に裁判所職員による誤りではなく警察の違法行為を抑止する手段として意図されたものであった。第2、被告人（X）は、裁判所職員は第4修正の要求を無視ないし破壊したりこれらの人物の間の違法行為のために排除という極端な制裁が必要であるとする証拠を提出していない。それとは逆に、治安判事裁判所の首席書記官はこの種の誤りは3-4年に1度発生しているにすぎないと証拠排除手続で証言しているのである。

最後に、そして最も重要なのは、これらの状

況下に排除法則を適用したとしても、令状の取消しを警察に連絡する責任のある裁判所職員に重要な効果を生じないであろうということである。裁判所書記官は、犯罪を捜し出すという競争的な仕事 (competitive enterprise) にかかわっている法執行チームの付属物 (adjuncts) ではないので、特定の刑事訴追の結果に利害関係 (stake) を有しない。証拠排除の脅威は令状の取消しを警察官に連絡しなかったそのような個人への抑止効となるとは考えられないのである。

警察のコンピュータへの誤った入力 の責任が裁判所書記官にあったとしても、排除法則を適用すれば逮捕現場の警察官の態度が変化することは期待できない。治安判事裁判所の首席書記官は、この種の誤りは“3-4年に1度”発生しているにすぎないと証言している。事実、裁判所書記官が誤りを発見すると、彼らは直ちにそれを訂正し、次いで類似の誤りが生じていないことを確かめるためにファイルを調べる。本件でXを逮捕した警察官 (P) が客観的合理的に行動しなかったという指摘はない。レオン判決の判断枠組を適用すると、裁判所職員の誤記 (clerical errors) に対する一律な排除法則の例外が支持されることになる。(at 14-16.)

なお、法務長官 (Solicitor General) はアミカス・キュリーとして、警察職員が誤りに責任がある場合にも証拠は排除されるべきかを判断するためにわれわれが本件で裁判所職員に適用するのと類似の分析を適用すべきであると主張している。州は本件でそのような主張をしていないので、“本件記録は当裁判所が検討する争点を十分に提示していない”ことに同意し、したがって、この問題に言及することには応じられない。(at 16 n.6.)

〈ギンズバーク裁判官の反対意見〉(ステイブンズ裁判官同調)

本件は、法執行におけるコンピュータ技術の飛躍的な利用を生々しく示している。すなわち、本件は当裁判所が早急に解決する必要のない、そして私見によると、早急に解決すべきでない発展的問題 (envolving problem) を例証しているのである。(なお、われわれは多くの事案に

において最先端の法的問題 (frontier legal problems) が提示されたとき“濾過 (percolation)”の期間を設けることにより、州および連邦控訴審の多様な意見に接することによってより根拠がありより不朽な (a better informed and more enduring) 当裁判所の最終判断を生み出しうることを認めてきた。) アリゾナ州最高裁は、この判決に至る際に“自由社会の原理”に依拠した。したがって、私は、上告受理の申立てを却下したい。(at 23-24.)

(1) Xはコンピュータ記録が誤って軽罪事件での未執行のアリゾナ州最高裁による逮捕令状が出ていたことを理由に逮捕された。違法な逮捕によって獲得された証拠の排除は、当裁判所の第4修正の先例に関する綿密な分析に依拠したものではなかった、現に、われわれの最近のレオン判決は“役立たない”ことを認めている。アリゾナ州最高裁は、逮捕令状に内在する人身の自由の容赦のない剥奪に関する理解 (its comprehension of severe curtailment) を強調し、とりわけ法執行において増大し続けるコンピュータ化された記録を個人の自由への新しい危険を提示する発展段階にあるものと考えた。すなわち、不正確なコンピュータ資料の結果として押収された証拠を排除すれば、不正確な記録の発生を減少できると考えたのである。すなわち、“反対意見は、排除法則の高価なコストを嘆き、本件でのその適用は無目的の割に合わない利益 (no offsetting benefits) をもたらすという。このような主張は、逮捕令状は人身の自由の否定をもたらす、それ故、法的書類の中で最も重要であるという事実を無視している。人は政府の不注意によって引き起こされたコンピュータの誤りを理由に身柄を拘束されるべきでないという自由社会の原理に反する。オートメーションが次第に現代社会に浸透するにつれて、ジョージ・オーウェルの描いた危険 (Orwellian mischief) の可能性が高まっている。このような状況下での排除法則はわれわれがなしで済ますことのできないコストである”と指摘しているのである。

それ故、アリゾナ州最高裁は、本件を裁判所

職員の警察への連絡を欠いた一例 (slip) にすぎない、あるいは裁判所職員から受け取った情報を警察官が記録しなかった手抜き (oversight) にかかわるものとは考えなかった。ますます増大する法執行におけるコンピュータ技術への政府の依拠にはジョージ・オーウェル風の危険の可能性があることを認め、【1】レオン判決での警察官の行為と裁判所の行為との区別は、本件におけるように、その誤りが裁量的な裁判所の機能ではなく不注意な (inattentive) 記録の誤りに由来する場合には、効力を失うと結論した。そしてエヴァンズ (X) の事案への排除法則の適用は“われわれの刑事司法制度において記録を保管する機能 (efficiency) を改善するのに役立つことが期待される”とアリゾナ州最高裁は指摘したのである。私は、明白な反対の指摘がない限り、本件での争点に関する州裁判所の判断は、独立した州法の根拠に立脚したものであると考える。(at 24-26.)

(2) 広汎なコンピュータへの依存によって、多くの利益とともにコンピュータの不調およびオペレータのミスによる新しい過誤の可能性の問題が生じている。本件と密接な関係があるのは、コンピュータ化は誤りの効果を大いに増幅させ、そして誤りを即座に訂正する必要性が高まっているということである。不正確なデータは1つの機関に影響するにとどまらずデータベースへのアクセスを共有するすべての機関に影響する。例えばFBIの全国犯罪情報センター(NCIC)のコンピュータ化されたデータベースは3千3百万件の記録を含み、全国の法執行機関によって個人の識別のために用いられている。NCICの情報はおよそ7万1千の連邦、州、および地方の機関が利用している。それ故、NCICへの入力ミスは瞬時に全国に広まる。

Xの逮捕は、逮捕令状のコンピュータ化に伴う危険を示している。彼の逮捕は事実上無令状——一たん発せられた令状は本件訴訟の2週間前に取り消されていた——であったけれども、コンピュータはそれとは異なることを記録していた。Xの事例は特殊なもの (idiosyncratic) ではなかった。Rogan v. Los Angeles, 668

F.Supp. 1384 (CD Cal. 1987) は類似の問題を示していた。同判決でロス警察は1982年に、NCICのコンピュータに強盗殺人の容疑者である男性に逮捕令状の出ていることを入力した。容疑者はTerry Dean Roganになりすましていたので、逮捕令状は誤ってRoganの名前を記入していた。ロス警察はこの名前のほかに被疑者の身体的特徴を記載していなかった。この不正確で不完全な情報の結果、その後2年間、Roganは4回逮捕され、そのうち3回はミシガンおよびオクラホマでの交通違反で停車を命じられた上、銃を突き付けられた。ほかにも同種の事例が報告されている。United States v. Mackey, 387 F.Supp. 1121, 1124 (Nev. 1975)。

本件について東フェニックスの治安判事裁判所の主任書記官は、Xが経験した種類の誤りは3-4年に1回程度しか発生していない旨の証言をした。しかし、同証人はまた、Xに関する誤りが明らかになったとき直ちに調べたところ、同種の同じ誤りが3件“同じ日”に発生したことを明らかにしている。(at 26-28.)

(3) アリゾナ州最高裁は、政府の不注意によって引き起こされたコンピュータの誤りの故に警察が人を拘束するのは“自由社会の原理に反する”と認めた。このことに異を唱える人はほとんどいないであろうと私は考える。このような誤りを防ぐために、排除法則はなしで済ますことのできないものであるかどうかは当裁判所が早急に判断すべき問題ではないと思われるのである。(at 34.)

4 このようにみえてくると、本判決の意義と問題点は明らかであろう。本判決では従前のように治安判事や裁判所職員の過誤ではなく、警察職員の過誤による違法な搜索押収にも善意の例外が拡大されるかが争われたのであるが、コンピュータへの入力ミスの重大性を強調する反対意見は説得的である。

本判決でとりわけ注目されるのは、【2】エヴァンズ判決において結論として多数意見に同調したブライア (およびスータ) 裁判官が警察による保管記録の誤りと裁判所による保管記録の誤りとの相違を強調してギンズバーグ (および

スティヴンズ) 裁判官の反対意見の結論に同調していることである。現代のコンピュータ社会ではデータベースの正確性が不可欠の前提条件であるだけにコンピュータの誤りの故に何の罪もない一般市民が警察に拘束されるのは「自由社会の原理に反する」という視点は極めて重要であり、今後の判例の展開が期待される。

なお、わが最高裁は1978年の判決⁴⁾で初めて排除法則の採用を明示し、「令状主義の精神を没却するような重大な違法」があり「将来における違法捜査の抑制」の見地から相当と認められる場合には当該証拠物を排除できる旨判示した。この最高裁の立場は相対的排除法則を採用したものであり、これに対し、アメリカでは令状主義違反があれば直ちに当該証拠物を排除するという絶対的排除法則が採用されているという説明がわが国では一般的である。しかし、アメリカでは排除法則の成立とはほぼ併行して独立入手源や稀釈法理の例外則のあることが指摘されていた上、排除法則は「裁判所によって創出された救済装置 (judicially created remedy)」であり憲法それ自体の要求でないことも判例上

確立している。アメリカではいわゆる絶対的排除法則の問題点を補うために早くから各種の例外法則が認められていたものであり、日本では相対的排除法則が採用されているため証拠排除の「入口部分」が厳格で狭いというアメリカとの違いは認められるものの、両国の最高裁による限り、排除法則の適用をめぐる論議は軌を一にしており、本質的な相違はないように思われる。もっとも、アメリカでの排除法則の適用範囲は、例えば、弁護人依頼権の保護に示されているように、わが国のそれとは雲泥の相違があることはもちろん⁵⁾、排除法則に対する善意の例外もおおよそ普通の合理的な捜査官であれば事前に発付されていた令状の有効性を信じて同じように行動していたであろうことを前提にすることに留意しておきたい。コンピュータ社会の到来とともにわが国でも同種事案が発生する可能性が大きい⁶⁾が、合理的に“善意”でありさえすれば捜査官の客観的違法行為によって獲得された証拠に排除法則の適用を否定するものではないのである。

注

- 1) United States v. Leon, 468 U.S. 897, Massachusetts v. Sheppard, 468 U.S. 981 (1985). 両判決につき、井上正仁『刑事訴訟における証拠排除』(弘文堂、1985年) 471頁以下、小早川義則『毒樹の果实論』(成文堂、2010年) 291頁以下。
- 2) Arizona v. Evans, 514 U.S. 1 (1995). 本判決につき、柳川重視「アメリカ刑事法の調査研究(67)」比較法雑誌30巻1号87頁以下(1996年)。
- 3) 本判決の紹介として、榎本雅記「[2009年II] アメリカ法424頁以下。なお、石川雅俊「排除法則における主観的事実の考慮について」法学会雑誌51巻1号(2010年) 243頁、255頁以下。
- 4) 最一小判昭和53.9.7刑集32巻6号1672頁。
- 5) 詳しくは、小早川・前掲注1) 536頁以下。なお、Montejo v. Louisiana, 555 U.S. 1, 129 S.Ct.2079 (2009). 本判決につき、小早川「アメリカ刑事判例研究 (13)」本誌本号。

(2010年12月1日稿)

